

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（②森林組合等関係）								
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目								
		②: 上記以外の税目								
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <b>延長</b> 】      【単独・主管・ <b>共管</b> 】								
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>一定の機械装置等対象設備を取得や製作等した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</p> <p>i 対象者：青色申告書を提出する森林組合等</p> <p>ii 対象設備：全ての機械・装置、一定の測定工具及び一定のソフトウェア</p> <p>iii 特例措置：機械等の取得価格の30%の特別償却又は7%の特別税額控除の選択適用</p> <p>iv 取得価格：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>・1設備160万円以上</td> </tr> <tr> <td>測定工具</td> <td>・1設備120万円以上</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>・複数合計70万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>《要望の内容》</p> <p>森林組合等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用期限を令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 第10条の3</li> </ul> <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 第42条の6 旧第68条の11（令和4年3月31日まで） ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により 廃止（令和4年4月1日施行）</li> </ul>	区分	取得価格	機械・装置	・1設備160万円以上	測定工具	・1設備120万円以上	ソフトウェア	・複数合計70万円以上
区分	取得価格									
機械・装置	・1設備160万円以上									
測定工具	・1設備120万円以上									
ソフトウェア	・複数合計70万円以上									

5	担当部局	林野庁 林政部 経営課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年4月～8月 分析対象期間：令和元年度から令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 〔普通自動車：車両重量8t以上→3.5t以上〕 平成12年度 1年間の延長 〔平成13年5月までの適用期限の延長〕 平成13年度 10ヵ月の延長 〔平成14年3月までの適用期限の延長〕 平成14年度 2年間の延長 〔対象設備（機械・装置）の取得価額引き下げ〕 取得：230万円以上→160万円以上 リース：300万円以上→210万円以上 平成16年度 2年間の延長 〔対象設備（器具・備品）の取得価額引き上げ〕 取得：100万円以上→120万円以上 リース：140万円以上→160万円以上 平成18年度 2年間の延長 〔対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕 平成20年度 2年間の延長 平成22年度 2年間の延長 平成24年度 2年間の延長 〔対象設備（器具・備品）に試験機器等を追加し、デジタル複合機の範囲を見直した〕 平成26年度 3年間の延長 〔生産性向上に資する設備に対する投資への優遇措置を拡充〕 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長 令和元年度 2年間の延長 令和3年度 2年間の延長
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置により、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の経営基盤の強化、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。

《政策目的の根拠》

○森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）

（林業の持続的かつ健全な発展）

第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。

（林業生産組織の活動の促進）

第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

○森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

3 林産物の供給及び利用に関する目標

（2）目標の定め方

供給の目標については、期待する機能の発揮に向けた森林の整備及び保全が行われた場合に供給される木材の量として、次の第2表のとおりとする。利用の目標については、今後の需要動向を見通した上で、各般の課題に向けた取組が適切に進められた場合に実現可能な用途別の木材利用量として、次の第3表のとおりとする。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

多面的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、「指向する森林の状態」へと誘導するための森林の整備及び保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていく。その際には、流域保全及び自然環境の保全の観点から、河川事業や自然公園事業等の施策との連携を図る。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

（2）担い手となる林業経営体の育成

イ 経営基盤及び経営力の強化

林業経営体が、厳しい経営環境下であっても安定的に収益を確保できるようにするためには、その経営基盤と経営力を強化する必要がある。経営基盤を強化するため、森林組合系統については、森林組合法に基づく措置を活用した事業連携等を促進する。森林組合以外の林業経営体については、法人化や協業化等を促進する。その際、基盤強化

		<p>を図る金融・税制上の措置等を活用していく。特に、創業間もない経営体に対しては、将来性を評価した保証審査等により資金調達の円滑化を図る。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>〔政策分野〕 ⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 ㉑ 林産物の供給及び利用の確保</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化が必要であり、そのためには、施業集約化、路網整備等の取組と併せ、林業機械等の導入を推進し、低コストかつ効率的な素材生産を目指す必要がある。</p> <p>このため、本措置を活用し、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。（主伐 11m<sup>3</sup>/人・日、間伐 8 m<sup>3</sup>/人・日）</p> <p>なお、目標の根拠は次のとおりである。</p> <p>i 森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画の「林産物の供給及び利用に関する目標」において、令和 12 年までに木材供給量を 4,200 万 m<sup>3</sup> に増加させるという目標が設定されており、素材生産の労働生産性を目標値までに向上させることがそれを達成する要件の一つとなっていること。</p> <p>ii 令和 3 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表 政策分野：⑳林業の持続的かつ健全な発展 施策（2）：担い手となる林業経営体の育成 目標③：林業経営体の生産性の向上 令和 12 年度の労働生産性 主伐 11m<sup>3</sup>/人・日 間伐 8 m<sup>3</sup>/人・日</p> <p>なお、令和元年度及び 2 年度の達成目標は、本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。（出典：平成 27 年</p>

		<p>11 月林政審議会資料「林業構造の展望について」)</p> <p>[10 年後 (平成 32 年) の労働生産性]</p> <p>主伐 11~13m<sup>3</sup>/人・日以上 間伐 8~10m<sup>3</sup>/人・日以上</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 〔測定指標〕</p> <p>上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」で述べたとおり、令和 3 年度以降の目標は、素材生産に関わる作業員 1 人の 1 日あたりに生産する素材の量、すなわち、「素材生産の労働生産性」を測定指標とし、令和 12 年度までに次のとおりの生産性を目指すこととする。</p> <p>主伐 11m<sup>3</sup>/人・日 間伐 8 m<sup>3</sup>/人・日</p> <p>なお、令和元年度及び 2 年度の達成目標は、本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。(出典：平成 27 年 11 月林政審議会資料「林業構造の展望について」)</p> <p>[10 年後 (平成 32 年) の労働生産性]</p> <p>主伐 11~13m<sup>3</sup>/人・日以上 間伐 8~10m<sup>3</sup>/人・日以上</p> <p>〔達成目標実現による寄与〕</p> <p>森林組合等が新たに林業機械等を導入することにより、素材生産の労働生産性の向上が図られることは、参考「林業機械等の導入により素材生産の労働生産性が向上した事例」のとおりである。したがって、本措置により新たな林業機械等の導入が誘導され、森林組合等が低コストかつ効率的な素材生産が可能となれば、素材生産量が増加するとともに、森林組合等の経営基盤の強化につながることを期待できる。森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。</p> <p>また、森林組合の素材生産量も平成 16 年度：2,681 千m<sup>3</sup> から、平成 25 年度：4,520 千m<sup>3</sup>、令和 2 年度：6,256 千m<sup>3</sup> へと着実に拡大している。</p> <p>さらに、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っている。このため、森林組合等の経営基盤が強化されることにより、適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化がつながり、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p>
--	--	--

10 有効性等	① 適用数	<p><b>【適用数】</b></p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度 (推計)</th> <th>令和5年度 (推計)</th> <th>令和6年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>58</td> <td>52</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>58</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 林野庁 林政部 経営課調べ「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」より。</p> <p>※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。</p> <p>※ 令和元年度及び令和2年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）が農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を採用。</p> <p>※ 令和4年度～6年度までの適用数については、令和3年度の実績を基に算出した。</p> <p>※ 算定根拠は別添1参照。</p> <p>[参考：林業機械等の金額]</p> <p>フォワーダ：(1,500万円前後)</p> <p>ハーベスタ：(2,000～3,000万円)</p> <p>プロセッサ：(1,500～2,500万円)</p> <p>スイングヤーダ：(1,500万円前後)</p> <p>グラップル及びベースマシーン：(1,500～2,000万円前後)</p> <p>ホイロローダー：(1,100～2,000万円前後)</p> <p>タワーヤーダ：(1,500～2,000万円)</p> <p>グレーダー：(2,500万円前後)</p> <p>森林GIS一式：(200～300万円前後)</p> <p>※ 出典：メーカー聞き取り調査結果</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)	適用数	58	52	65	58	58	58
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)									
適用数	58	52	65	58	58	58										
② 適用額	<p><b>【適用額】</b></p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度 (推計)</th> <th>令和5年度 (推計)</th> <th>令和6年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>1,623</td> <td>1,561</td> <td>1,379</td> <td>1,521</td> <td>1,521</td> <td>1,521</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 林野庁 林政部 経営課調べ「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」より。</p> <p>※ 令和元年度及び令和2年度の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を採用。</p> <p>※ 令和4年度～6年度までの適用額については、令和3年度の実績を基に算出した。</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)	適用額	1,623	1,561	1,379	1,521	1,521	1,521	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)										
適用額	1,623	1,561	1,379	1,521	1,521	1,521										

※ 算定根拠は別添 1 参照。

③ 減収額

【減収額】

単位：百万円

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (推計)	令和 5年度 (推計)	令和 6年度 (推計)
法人税	62	74	103	80	80	80
法人住民税	8	10	13	10	10	10
法人事業税	10	15	19	15	15	15
特別法人 事業税	4	5	6	5	5	5
計	84	103	141	110	110	110

※ 林野庁 林政部 経営課調べ「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」より。

※ 令和元年度及び令和2年度の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会報告、第208回国会報告）は農林水産業者全体が対象であることから使用できないため、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を採用。

※ 令和4年度～6年度までの減収額については、令和3年度の実績（推計値）を基に算出した。

※ 算定根拠は別添1（国税）、別添2（地方税）参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は目標より低いものの上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も政策目的の実現に寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で7 m<sup>3</sup>/人・日程度、間伐で4 m<sup>3</sup>/人・日程度であるが、今後も、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近づくものと考えられる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

素材生産の労働生産性の実績は、概ね上昇傾向で推移しているが、達成すべき水準に対しての達成度合については、令和2年度で主伐は6割程度、間伐は5割程度となっている。

生産性は傾斜や距離などの素材生産現場の条件に影響を受けるが、条件が不利な現場においても施業を行う必要があるため、目標を達成できていない要因と考えられる。

労働生産性は、主伐・間伐ともに全体としては上昇傾向にあり、今後も当該租税特別措置等を活用し林業機械等の導入が図ることで、労働生産性の向上等に寄与し達成すべき水準に近づくものと考えられる。

〔達成すべき水準〕

○主伐 11m<sup>3</sup>/人・日

○間伐 8 m<sup>3</sup>/人・日

※ 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

政策分野：⑩林業の持続的かつ健全な発展

施策（2）：担い手となる林業経営体の育成

〔労働生産性の過去の実績〕

主伐	間伐
平成26年度：5.95m <sup>3</sup> /人・日	3.38m <sup>3</sup> /人・日
平成27年度：6.29m <sup>3</sup> /人・日	4.07m <sup>3</sup> /人・日
平成28年度：6.93m <sup>3</sup> /人・日	4.24m <sup>3</sup> /人・日
平成29年度：6.66m <sup>3</sup> /人・日	4.15m <sup>3</sup> /人・日
平成30年度：7.22m <sup>3</sup> /人・日	4.35m <sup>3</sup> /人・日
令和元年度：7.93m <sup>3</sup> /人・日	4.74m <sup>3</sup> /人・日
令和2年度：7.66m <sup>3</sup> /人・日	4.84m <sup>3</sup> /人・日

⑤ 税収減を是認する理由等

本措置により、森林組合等が新たに高性能林業機械等を導入することにより、労働生産性の向上が図られ低コストかつ効率的な素材生産が可能となり、素材生産量や生産額の増加とが見込まれる。また、森林組合の経営基盤の強化につながることを期待できる。

このことから、本措置による効果を次のとおり推定した。

- i 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。
- ii iに林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。
- iii 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、iiの単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税特別措置の効果とすることとした。

いずれの年度についても、「増収が期待できる税額（5年分）」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。



〔国税及び地方税の税収減是認効果〕

単位：法人、百万円

年度 区分		令和 元年 (実績)	令和 2年 (実績)	令和 3年 (実績)	令和 4年 (推計)	令和 5年 (推計)	令和 6年 (推計)
適用法人数		58	52	65	58	58	58
減税 見込 額	国税	62	74	103	80	80	80
	地方 税	22	29	38	30	30	30
	計	84	103	141	110	110	110
増収 が期 待で きる 税額	国税	415	305	390	350	350	350
	地方 税	54	39	50	45	45	45
	計	469	344	440	395	395	395

※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）を基に算出。

〔国税分〕

単位：法人、百万円

年度 区分		令和 元年 (実績)	令和 2年 (実績)	令和 3年 (実績)	令和 4年 (推計)	令和 5年 (推計)	令和 6年 (推計)
適用法人数		58	52	65	58	58	58
減税見込額		62	74	103	80	80	80
期待できる 生産額 (増加分)		1,448	1,073	1,363	1,224	1,224	1,224
寄与度 (%)		30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
増収が期待 できる法人 税額 (5年分)		415	305	390	350	350	350

※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）を基に算出。

		〔地方税分〕					
		単位：法人、百万円					
年度 区分	令和 元年 (実績)	令和 2年 (実績)	令和 3年 (実績)	令和 4年 (推計)	令和 5年 (推計)	令和 6年 (推計)	
適用法人数	58	52	65	58	58	58	
減税見込額	22	29	38	30	30	30	
期待できる 生産額 (増加分)	1,448	1,073	1,363	1,224	1,224	1,224	
寄与度 (%)	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	
増収が期待 できる法人 税額 (5年分)	54	39	50	45	45	45	
※ 「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)を基に算出。							
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当該租税特別措置は、林業機械等の導入にあたり、補助事業による支援措置に比べ予算上の制約が無く迅速に機能し、長・中期計画を勘案しながら検討が可能であるため適切な措置といえる。</p> <p>また、森林組合等は、償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>					
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、林業・木材産業成長産業化促進対策等の補助があり、林業者による高性能林業機械等の投資を促進するためには、対象となる林業者に限られる上記予算では不十分であり、高性能林業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある林業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>					
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>森林組合法(昭和53年法律第36号)第119条において、都道府県の地区を越えない森林組合等の所管行政庁は都道府県知事とされている。</p> <p>また、林業生産活動等に対する投資を促進することで、林業・木材産業の構造改革を図り、地域における林業ないし森林管理や過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の推進等山村地域の経済活性化を促進する。</p>					
12	有識者の見解	—					
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年4月～8月					

## 減税見込額積算資料(国税)

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 特別償却額

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	3年平均
①森林組合	特別償却額(実数)(百万円) <sup>※1</sup>	179	254	356	
	調査回収率(%) <sup>※2</sup>	86%	90%	94%	
	特別償却額(百万円)	208	282	379	290
②森林組合連合 会	特別償却額(実数)(百万円)	0	19	2	
	調査回収率(%)	98%	98%	100%	
	特別償却額(百万円)	0	19	2	7
計(①+②)					(ア)297

[算出過程:①及び②の3年平均値を合計]

① 森林組合 (179百万円/86%+254百万円/90%+356百万円/94%)/3=290百万円

② 森林組合連合会 (0百万円/98%+19百万円/98%+2百万円/100%)/3=7百万円

③ 計(①+②) (290百万円+7百万円) =297百万円

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する  
税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を  
把握している。

※3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## (2) 税額控除額

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	3年平均
①森林組合	税額控除額(実数)(百万円) <sup>※1</sup>	18	14	24	
	調査回収率(%)	86%	90%	94%	
	税額控除額(百万円)	21	16	26	21
②森林組合連合会	税額控除額(実数)(百万円)	1.4	0.8	4.6	
	調査回収率(%)	98%	98%	100%	
	税額控除額(百万円)	1.4	0.8	4.6	2.3
計(①+②)					(イ)23.3

[算出過程:①及び②の3年平均値を合計]

① 森林組合 (18百万円/86%+14百万円/90%+24百万円/94%)/3=21百万円

② 森林組合連合会 (1.4百万円/98%+0.8百万円/98%+4.6百万円/100%)/3=2.3百万円

③ 計(①+②) (21百万円+2.3百万円) =23.3百万円

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する  
税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## (3) 減税額試算

① 特別償却繰入増額 (ア)297百万円

② 特別償却減税額 (ア)297百万円×19%(法人税率:19%)=56百万円…(ア)′

③ 減税見込額 (ア)′+(イ) =79百万円

同様に過去の減税額を試算

令和3年度 特別償却減税額 381×19% =72百万円

減税見込額 72+31 =103百万円

令和2年度 特別償却減税額 301×19% =57百万円

減税見込額 57+17 =74百万円

令和元年度 特別償却減税額 209×19% =40百万円

減税見込額 40+22 =62百万円

※ 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## 2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (推計)	令和 5年度 (推計)	令和 6年度 (推計)
対象者数	662	658	658	655	652	650	650
適用法人数	56	58	52	65	58	58	58
減 税 見 込 額	税額 控除	24	23	17	30	23	23
	特別 償却	47	40	57	72	56	56
	合 計	72	62	74	103	80	80

- ※1 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。  
 ※2 適用法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。  
 ※3 令和4年度以降の実績については、推計としている。  
 各区分とも、上記1等に基づき3年平均(元～3年度)により算出した。  
 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## 減税見込額積算資料(地方税)

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 特別償却額

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	3年平均
①森林組合	特別償却額(実数)(百万円) <sup>※1</sup>	179	254	356	
	調査回収率(%) <sup>※2</sup>	86%	90%	94%	
	特別償却額(百万円)	208	282	379	290
②森林組合連合 会	特別償却額(実数)(百万円)	0	19	2	
	調査回収率(%)	98%	98%	100%	
	特別償却額(百万円)	0	19	2	7
計(①+②)					(ア)297

[算出過程:①及び②の3年平均値を合計]

① 森林組合 (179百万円/86%+254百万円/90%+356百万円/94%)/3=290百万円

② 森林組合連合会 (0百万円/98%+19百万円/98%+2百万円/100%)/3=7百万円

③ 計(①+②) (290百万円+7百万円) =297百万円

※1 特別償却額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## (2) 税額控除額

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	3年平均
①森林組合	税額控除額(実数)(百万円) <sup>※1</sup>	18	14	24	
	調査回収率(%)	86%	90%	94%	
	税額控除額(百万円)	21	16	26	21
②森林組合連合 会	税額控除額(実数)(百万円)	1.4	0.8	4.6	
	調査回収率(%)	98%	98%	100%	
	税額控除額(百万円)	1.4	0.8	4.6	2.3
計(①+②)					(イ)23.3

[算出過程:①及び②の3年平均値を合計]

① 森林組合 (18百万円/86%+14百万円/90%+24百万円/94%)/3=21百万円

② 森林組合連合会 (1.4百万円/98%+0.8百万円/98%+4.6百万円/100%)/3=2.3百万円

③ 計(①+②) (21百万円+2.3百万円) =23.3百万円

※1 税額控除額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## (3) 減税額試算

① 特別償却繰入増額 (ア)297百万円

② 特別償却減税額 (ア)297百万円×19%(法人税率:19%)=56百万円…(ア)′

③ 減税見込額 (ア)′+(イ) =79百万円

(別添1)より

減税見込額

令和3年度 103百万円 令和2年度 74百万円 令和元年度 62百万円

#### (4) 地方税減税額試算

① 法人住民税額	(ウ) 79 百万円 × 12.9%	= 10 百万円
② 法人事業税額	(工) 297 百万円 × 4.9%	= 15 百万円
③ 特別法人事業税	(才) 297 百万円 × 4.9% × 34.5%	= 5 百万円
④ 減税見込額	(ウ) + (工) + (才)	= 30 百万円

同様に過去の減税額を計算

法人住民税額

令和3年度	令和2年度	令和元年度
103 百万円 × 12.9% ≒ 13 百万円	74 百万円 × 12.9% ≒ 10 百万円	62 百万円 × 12.9% ≒ 8 百万円

法人事業税額

令和3年度	令和2年度	令和元年度
381 百万円 × 4.9% ≒ 19 百万円	301 百万円 × 4.9% ≒ 15 百万円	209 百万円 × 4.6% ≒ 10 百万円

特別法人事業税

令和3年度	令和2年度	令和元年度
19 百万円 × 34.5% ≒ 6 百万円	15 百万円 × 34.5% ≒ 5 百万円	10 百万円 × 43.2% ≒ 4 百万円

減税見込額

令和3年度	令和元年度	令和元年度
13 + 19 + 6 = 38 百万円	10 + 15 + 4 = 29 百万円	8 + 10 + 4 = 22 百万円

※ 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## 2. 適用実績及び適用見込み

(単位: 百万円)

区 分	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (推計)	令和 5年度 (推計)	令和 6年度 (推計)
対象者数	662	658	658	655	652	650	650
適用法人数	56	58	52	65	58	58	58
減 税 国 見 込 税 額	税額控除	24	23	17	30	23	23
	特別償却	47	40	57	72	56	56
	合 計	72	62	74	103	80	80
減地 税 見方 込 税 額	法人住民 税	9	8	10	13	10	10
	法人事業 税	12	10	15	19	15	15
	特別法人 事業税	5	4	5	6	5	5
	合 計	26	22	29	38	30	30

※1 対象者数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2 適用法人数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3 令和4年度以降の実績については、推計としている。

各区分とも、上記1等に基づき3年平均(元～3元年度)により算出した。

四捨五入により計が一致しない場合がある。